

袖ヶ浦市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年8月11日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和元年度決算審査の結果（令和2年8月19日付け）に対する措置

令和3年8月10日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p>分担金及び負担金</p> <p>給食費負担金に係る未収金対策については、平成30年度決算において、債権放棄を視野に入れた処分の検討について意見したところである。平成15年度以降分と古い債権も抱えており、回収の見込みがないことは明らかであることから、法令等に従い債権の適正管理に努められたい。【学校給食センター】</p>	<p>給食費負担金に係る未収金の処分について、以下のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債務者に対し、再度催告書を送付するとともに電話や面談での納付交渉を強化した。また、所在不明者についても再度住民基本台帳の調査や他市への調査依頼など実態調査を行い、所在の確定を図った。 2 現在も未収金の収納に努めているが、相当年数を経過してもなお収納の見込みのない未収金については、法令及び市の債権放棄の取り扱い等に従い令和3年3月末日に債権放棄の手続きを行い、令和3年第3回（6月招集）袖ヶ浦市議会定例会で報告した。 <p style="text-align: right;">（措置結果通知年月日：令和3年7月14日）</p>